

県指定重要文化財「洋学校教師館」保存修理に伴う検討委員会設置要綱

制定 平成25年10月21日市長決裁
改正 平成26年 5月12日市長決裁
改正 平成29年11月15日課長決裁

(設置)

第1条 県指定重要文化財「洋学校教師館」の保存修理に向けて、工事内容、復元場所、展示内容等を検討するため、県指定重要文化財「洋学校教師館」保存修理に伴う検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 本市で策定する基本設計に基づく洋学校教師館保存修理工事内容に関すること。
- (2) 洋学校教師館の保存修理場所に関すること。
- (3) 洋学校教師館保存修理後の展示に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 建築（建築史）専門家
- (3) 文化財保護委員会委員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を総括するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時はその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、経済観光局文化振興課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。